

令和5年

第8回農業委員会総会議事録

令和5年8月7日（月）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第4号）
日程第4 報告（報告第1号から第4号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員（23人）

1 番	樋上 豊	2 番	白山 一男
3 番	土合 正夫	4 番	帯刀 眞理子
5 番	浅井 満	6 番	城石 美枝子
7 番	金 賢志	8 番	炭谷 一三
9 番	森 敏朗	10 番	進藤 久司
12 番	北田 幹夫	13 番	明石 茂
14 番	末永 久義	15 番	林 康弘
16 番	高橋 吉博	17 番	前田 進
18 番	竹内 正治	19 番	永森 薫
20 番	高口 宗範	21 番	稲垣 潔
22 番	山崎 善夫	23 番	堀 正
25 番	小川 博行		

欠 席 委 員（2人）

11 番	栗山 信治	24 番	有沢 敏博
------	-------	------	-------

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

第3 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 4 号 農用地利用集積計画の公告について

第4 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法施行規則第29条の規定による届出の受理について
報告第 4 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 村中 一也

主 査 村下 哲也

主 査 高木 淳也

射水市農林水産課

主 任 浅木 恵美

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長（堀会長）

ただいまから、令和5年第8回の射水市農業委員会総会を開会いたします。出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

なお、11番 栗山委員、24番 有沢委員 から本総会の会議を欠席する旨の届出がありました。

これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「20番 高口委員」「21番 稲垣委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第1号の説明・表決） —

議長（堀会長）

まず、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に

ついて許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— (議案第2号の説明・表決) —

議長（堀会長）

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号1番について、山崎委員から説明をお願いします。

山崎委員

議案第2号の申請番号1番について説明します。

現在、〇〇の建物（本家）には申請者である〇〇氏以外に母及び長女、次女夫婦と子供の計6人で居住しています。この先、次女夫婦に二人目の子供が生まれる予定であり、現在の建物では手狭になることから、このたび住宅を取得する計画に至りました。

新たな住宅取得に当たり、母が高齢であることから現在の建物をバリアフリー建物へ改築したいと検討を重ねましたが、既存の建物は昭和12年に新築したもので、加えて昭和51年と53年には増改築を行っていることから、今回新たに改築を行うことは現実的ではないと判断しました。そこで既存の建物（本家）を次女夫婦が利用し、今回の申請地において、母が安全に生活できるような建物を新築した上で、母と長女を含めた3人で同居するものです。

住宅建築において、雨水・排水は勿論ですが、擁壁を設置し周辺の農地に被害が及ばないように注意する旨を誓約しており、地元関係者からも同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第2号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。
よって、議案第2号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第3号説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。
議案第3号の申請番号21番について、高口委員から説明をお願いします。

高口委員

議案第3号の申請番号21番について説明します。

申請人の受人である〇〇は、主に肥料や培養土の製造・販売を目的として平成11年に会社を設立しました。受人とグループ会社の関係である〇〇は平成23年頃から資機材置場として今回の申請地を渡人である〇〇氏から借地してきた経緯があり、土地の売買契約を締結しようとした際、農地である事実が判明したものです。既に転用されているものと誤認し、加えて農地法に対する理解が足りなかったとはいえ、関係者一同、無断転用した事は違

法行為であり大変軽率な行動であったと深く反省しているところです。

受人である〇〇は、現在〇〇から肥料の原材料を仕入れており、将来的には肥料原料の製造施設を申請地で事業展開していくことも視野に入れていきます。申請地の南側には、〇〇の射水プラントがあり、事業の関連性や資材等の保管置場として必要性が高いため、転用は必要最小限の面積とした上で、許可後は〇〇から〇〇への貸し資材置場として当初は利活用する目的です。

資材置場の利活用においては、雨水を敷地内に自然浸透させるとともに接続道路の側溝に排出した上で、周辺に対する土砂の流出や影響を及ぼさないことを誓約しており、あわせて地元関係者の同意も得られていますので慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

議案第3号の申請番号22番について、林委員から説明をお願いします。

林委員

議案第3号の申請番号22番について説明します。

申請人である寺生氏は、現在〇〇地内の知人が所有する一戸建て住宅を賃貸にて妻と2人で生活しています。夫婦共働きであり〇〇氏の勤務先は〇〇市内、妻の勤務先は〇〇市内で互いの交通利便性から〇〇地区周辺で住環境を取得したいと考え、このたび住宅の取得計画に至りました。

これまで、〇〇地区にある〇〇氏の実家での同居や増築について検討を重ねてきましたが、新たに利用可能な土地はなく、両親が所有する土地も農用地ばかりで建築基準法による道路要件を充たしていないため、今回の申請地が適地と判断したものです。

住宅建築において、雨水・排水は勿論ですが、擁壁を設置し周囲の農地に被害が及ばないように注意する旨も誓約しており、地元関係者の同意も得られていますので慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第3号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請に

ついて許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

全員挙手です。

よって、議案第3号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— (議案第4号説明・表決) —

議長（堀会長）

次に、議案第4号農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（浅木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

林委員

103番、104番、105番はサツマイモの栽培に関連するものか。

事務局（浅木）

その通りです。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第4号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起る)

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第4号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

挙手全員であります。
よって、議案第4号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することに可決されました。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

— （報告第1号の説明） —

議長（堀会長）

まず、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件についてご了知をお願いいたします。

— （報告第2号の説明） —

議長（堀会長）

報告第2号農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
各案件について、ご了知をお願いいたします。

— （報告第3号の説明） —

議長（堀会長）

次に、報告第3号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出の受理について議題とします。
概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

これにて、質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会 会長専決規程 第2条第2号の規定により専決処分しましたので、ご了知をお願いいたします。

— （報告第4号の説明） —

議長（堀会長）

報告第4号農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分い

たしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和5年第8回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時38分

1 次回開催場所と時刻について

- ・開催日 令和5年9月6日(水) 午後2時から
- ・会場 射水市役所大島分庁舎3階大会議室

2 配布資料

- ・農業委員会視察研修報告について
- ・農業委員会業務必携図書目録2023年 No.2
- ・農業委員・推進委員活動マニュアル
- ・ストップ!遊休農地
- ・2023年度版 進めよう!「地域計画」
- ・のうねん7月号

議 長

署名委員

署名委員